

認証登録の承認、維持、拡大、縮小 一時停止、取消／撤回の規定

SAC

2021年2月

1 認証登録の承認及び維持

1.1 審査結論が、認証申請組織のマネジメントシステム／製品認証の規格要求事項に適合し、且つ、すべての不適合事項の是正処置が実施・検証され、要求事項に適合することを証明される場合、認証決定要員は、審査チームリーダーから提出された審査報告書、製品検査報告、及び認証プロセスの関連資料をレビューし、認証決定意見を提出して、認証決定報告書に署名する。

1.2 SACの主任は、認証決定結果及びその他の関連情報に基づき、認証登録を承認し、判定委員会許可書に署名する。

1.3 主任の判定後（製品認証の場合、認証申請組織と認証証書及びマーク使用議定書を締結する必要がある）、認証証書が発行され、承認日から3年間有効となる。

1.4 認証登録の継続的の有効性を維持するため、登録組織は登録有効期限前の2-3ヶ月前に更新審査を受審すること。

1.5 SACは、公開媒体により、登録組織リストを発布する。

1.6 SACは、認証登録有効期間内、組織に定期審査を実施する。

1) 初回認証登録後、定期審査の期日は認証決定日から12ヶ月以内とする（QMS、EMS、OHSMS、FSMS、ISMS、ITSMS、EnMSに適用する）。登録有効期限内、組織は毎年定期審査を受審し、且つ、実施間隔は15ヶ月越えないこと（QMS、EMS、OHSMS、FSMS、ISMSに適用する）。

2) 初回認証登録後、1 回目の定期審査の期日は第 2 段階審査の最終日から 12 月以内とする。季節的製造企業は製造季節に基づき、定期審査を受審する（FSMS、HACCP に適用する）。登録有効期限内、組織は毎年定期審査を受審し、且つ、実施間隔は 12 月越えないこと（FSMS、HACCP、ITSMS、EnMS に適用する）。

1.7 定期審査の際、軽微な不適合が何件、又は重大な不適合が 1 件発見された場合、一般には 30 日以内に是正処置が実施され、審査チームが是正処置の有効性を検証し、SAC は登録維持を推薦する。認証決定要員のレビューに適合したら、認証登録が維持される。

1.8 定期審査の際、重大な不適合が 2 件以上発見された場合／前回の審査と同様の重大な不適合が検出された場合、本規定の 3.1-1) に従う。

1.9 登録有効期間に認証登録組織は、法規制及び関連要求事項を厳格に順守しなければならない。次の状況が発生した場合、5 日以内 SAC に連絡しなければならない。a. 該当する法規制に順守しない；b. マネジメントシステムは重大な変更がある；c. 監督官庁による製品検査がある；d. 品質／環境／労働安全の監視・測定により重大な不適合が検出された；e. 重大な品質又は環境／労働安全／食品安全事故が発生する；f. 顧客／利害関係者から重大な苦情が発生する。必要な場合、SAC は定期審査の頻度を追加する。

1.10 認証登録組織は、社名、謄本所在地、本店住所等を変更する場合、SAC に登録証書の交換の申請を提出する際、関連の証明資料も提出しなければならない。

- 1) 登録証書交換の申請書の提出（組織の旧印鑑と現印鑑を同時に捺印する）
- 2) 変更後の謄本のコピー
- 3) 必要な場合、資格・許可のコピー

事業活動の所在地又は組織機構の重大な変更がある場合、定期審査又は更新審査により適合性が実証され、証書を差し替えできる。証書を差し替える際、旧証書を返却する。

2 適用範囲の変更

2.1 認証登録組織は、適用範囲又は認証規格の変更と要望する場合、SAC 市場開発部に

申し込み、「適用範囲変更申請書」に拡大又は縮小の具体的な適用範囲又は規格を記入する。

2.1.1 SAC 市場開発部は、認証登録組織に提出された「適用範囲変更申請書」をレビューする。

2.1.2 次の方法で適用範囲の拡大又は認証規格の変更が許可される。

- 1) 定期審査に伴う拡大審査又は認証規格の変更審査；
- 2) 特別審査で適用範囲の拡大又は認証規格の変更審査。

2.1.3 適用範囲の縮小

認証決定要員のレビュー／審査チームの実証結果により、SAC 主任が承認し、登録証書を再発行する。

2.2 拡大審査又は認証規格変更を申請するなら、申請費用及び証書交換の手数料が発生する。拡大審査又は認証規格変更審査により、追加の審査工数に応じて、審査費用を追加請求する。

3 認証登録の一時停止、縮小又は取消／撤回

3.1 認証登録の一時停止

認証登録組織は登録有効期限内に次のような状況が発生した場合、SAC は該当組織の認証登録を一時停止する。

- 1) 定期審査の際に重大な不適合が2件以上発生する／前回の審査と同様の重大な重大な不適合が検出される／製品認証の適用範囲における製品が不適合が検出される。一時停止の復帰の前、現場審査により、是正処置の有効性が検証されたら、登録資格を回復される。
- 2) 登録組織は規定の間隔通りに、定期審査又は更新審査に受審されない。
- 3) SAC が発行した「認証決定に関する連絡書」(WP8-3 表 3) を受領したら、15 日以内に登録資格の一時停止を書面にて提出する。

一時停止期間が終わる前に、登録顧客が回復の申請書を SAC に提出し、審査計画書を受領し、確認した後、SAC は該当顧客の登録資格を回復する。

製造現場又は営業所の移転による登録資格を一時停止する顧客に対して、一時停止期間が終わる前に、新規場所への現場審査の有効性が検証されたら、SAC は該当顧客の登録資格を回復する。

- 4) 登録組織は、登録有効期限内に、監督官庁により処分を受ける、又は営業停止と命じられる；エネルギーマネジメントシステムの登録組織は国家及び地方官庁に発行された製品ごとのエネルギー消費限度基準に適合しない又はレベル認定において「未達成」と評価される；地元の認可機関により、マネジメントシステムの運用が重大な欠陥があり、一時停止するよう指摘される。

登録組織は環境或は労働安全の重大な不適合が検出される；食品安全事故が発生する；認証登録組織の製品が監督官庁による検査にて不適合が検出される；重大なエネルギー関係事故が；顧客からの重大な苦情、事故による重大な影響がある。上記のような登録撤回に至らない状況がある場合、一時停止の期間が終わる前に、SAC は該当組織を現場審査を行い、関係者の要求事項に順守し、完全に是正されると実証すると、登録証書を回復する。

- 5) 登録組織のマネジメントシステムの適用範囲に関する行政許可、資格、強制認証資格等が失効となるし、更新届が受理済みが更新資格がまだ発行されない場合、登録証書の一時停止期間が終わる前に、登録組織は有効な証明類を提出し、登録証書を回復される。
- 6) 登録組織は自ら登録証書の一時停止を提出する、又は SAC との協議の上、登録証書を一時停止する場合、その期間が終わる前に、登録組織は登録資格の回復と申請し、そのために作成された審査計画書を確認したうえ、登録証書を回復される。
- 7) その他の理由：

- 1) 登録組織の食品安全管理マネジメントシステム/HACCP 或は適用範囲に含まれた製品が認証基準・関係製品基準に適合しないが、登録証書を撤回される必要がない。一時停止期間が終わる前に、認証基準に適合すると実証される証拠を提出すると、登録証書を回復される。
- 2) 登録組織が登録証書とマークの使用規定に違反し、且つ期限内に是正できない。一時停止期間が終わる前に、現場審査に受審し、不適合事項の有効性が実証されると、登録証書を回復される。
- 3) 登録組織が規定の期限内に不適合事項に対して、是正処置が実施されず、且つ、書面か電話による催促して無効な場合；一時停止期間が終わる前に、有効性が実証される証拠を提出すると、登録証書を回復される。
- 4) 登録組織が要求事項に基き、関係情報を連絡できない。一時停止期間が終わる前に、有効性が実証される証拠を提出すると、登録証書を回復される。

3.1.1 一時停止の最大期限は6ヶ月であるが、本書の3.1第4)箇条のように、登録証書の回復は関係官庁に許可される期日次第である。

3.1.2 登録組織が規定の期限において、一時停止となる理由を解消しない場合、登録証書を撤回するか、それとも、適用範囲を縮小する。ただし、登録組織は住所移転、体制調整等のため、一時停止の期限までに受審できない場合、書面申請を提出して許可されたら、一時停止の期間を延長できるが、最大限が6ヶ月を超えないこと。

3.2 認証登録の縮小

認証登録組織は登録有効期限内に次のような状況が発生した場合、SACは該当組織の認証登録を縮小する。但し、登録範囲の縮小も認証基準に適合しなければなりません。

- 1) 3.1 1)のような状況が発生し、且つ適用範囲の製品／活動／地域の一部に限り、組織のマネジメントシステムの全体的不適合にならない場合、3ヶ月以内是正処置が実施されない又は検証が要求事項に満足できない；

- 2) 認証登録組織の適用範囲の製品／活動／地域の一部は、継続的に又は重大的に認証規格に適合されない；
- 3) 認証登録組織から適用範囲の縮小申請を提出され、SAC は申請内容をレビューし、業務範囲の変更状況を確認してから、認証決定要員に確認され（場合によって、審査チームに確認される必要もある）、主任が証書にサインする。適用範囲の縮小は認証基準に適合しなければならない。

3.3 認証登録の撤回

認証登録組織は登録有効期限内に下記の状況が発生した場合、SAC は該当組織の登録証書を撤回する。

- 1) 登録組織のマネジメントシステムが認証基準に適合されない又は関係製品が規格の要求事項に適合されない場合、即時に登録証書を取消する；審査結果が不適合である。
- 2) 監督官庁により業務停止命令又は関連資格の取り消しが発生する；国家品質監督検査検疫総局に「信用喪失企業」と指摘される。
- 3) 監督公庁からの監視・測定を拒否する；又は、関係事項の尋問や調査において、偽造された資料や書類を提出する；国家の製品品質への監視・測定を拒否する。認証登録に必要な情報を隠蔽・偽造する。
- 4) 重大な製品又はサービスの品質事故、環境汚染事故、労働安全衛生事故、食品安全事故等が起きる、且つ、監督官庁の検査により、登録組織の違法行為による事故である；重大な食品安全事故、監督公庁による検査において不適合が検出された等の場合、登録証書を即時に取消する（FSMS、HACCCP に適用する）。
- 5) 登録有効期間において、登録組織は重大な違法行為があり、監督官庁により処分される；登録組織が故意又は継続的に国家の食品安全管理の関係法律・規制に違反している。

- 6) 一時停止の期限までに、その理由を解消されない又は是正されない（組織のマネジメントシステムの適用範囲に関する行政許可、資格、強制認証資格等が失効となるが、更新届が認定されないことを含む）。
- 7) マネジメントシステムが構築されていない、或は運用状況が不完備である。
- 8) 認証登録状況を引用・宣伝する際、関係規定に順守できないことにより、重大な影響や結果を起こす、且つ、認証機構からの是正要請を受けるが、2ヶ月経っても是正されない。登録証書と登録マークの使用を一時停止される期間内、不適切な処置を実施した（例えば登録証書と登録マークの不当使用）。
- 9) 登録組織はエネルギー、品質、環境、労働安全衛生等に関する重大な事故が起き、マネジメントシステムの構築及び運用における重大な欠陥があると実証される。
- 10) 登録組織のエネルギーパフォーマンスは国家及び地方官庁に発行された製品ごとのエネルギー消耗限度基準に適合しない又はレベル認定において「未達成」と評価される。
- 11) 新登録証書の発行による元証書の撤回。
- 12) 登録組織は「審査サービス契約書」に規定された責任・義務を順守しない（規定の間隔期限内に定期審査を受審されない、しかも、書面の申請が提出されない；「認証登録についての通知」（WP8-3 表 3）が発行されたら、15 日以内に返答がない；期限通りに認証／定期審査の費用を納金できない、且つ書面により催促しても納金しない）。
- 13) 登録組織が自ら認証登録の撤回を申請する。
- 14) その他の理由：
 - (1) 苦情又はその他の情報の分析により、認証登録された該当製品が製品認証規格に適合しないようになる；
 - (2) 登録組織が関係者からの重大なクレームを有効に対応しない（FSMS、

HACCPに適用する)；

- (3) 登録組織のマネジメントシステム又は適用範囲に含まれた製品は認証基準又は関係製品規格の要求事項に適用しない場合、直ちに登録証書を撤回する (FSMS、HACCPに適用する)；
- (4) 登録組織は適用範囲に含まれた製品の製造を中止する (FSMS、HACCPに適用する)。

3.4 登録資格の一時停止が承認された組織に対しては、一時停止の期間は承認日から起算して、3ヶ月から6ヶ月までとする。

3.5 認証二部は登録組織に一時停止期間において、マネジメントシステムが失効となるという旨を連絡するよう、「認証登録一時停止連絡書」(WP8-3 表 2)を発行する。且つ、適用範囲が縮小される場合、登録組織に全部の広告資料を訂正し、縮小された適用範囲のみ宣伝するよう、要請する。

3.6 認証登録が撤回された組織は、直ちに認定マーク、登録証書及び登録マークの使用、並びに認証内容に関わる広告などの宣伝を停止しなければならない。

3.7 認証登録が撤回された組織は：

- 1) 登録証書を返却しなければならない。SACは公開された認証登録組織リストから当該組織を削除する；
- 2) SACは公開媒体にて認証資格が撤回された組織のリストを公布し(登録証書を返却しない場合は「登録証未返却」を明記する)、認定機関に申告する；
- 3) 必要な場合、組織に宣伝・公開範囲において、関係の事情説明書を発行させる。

3.8 認証登録が撤回された組織に対して、その撤回された資格は回復できない。

3.9 SACは苦情の調査、認証登録組織の変更状況への対応又は一時停止の組織への検証のため、審査直前に受審組織に連絡し、審査を手配することもある。